

競争セーフガード制度に基づく 検証結果(2010年度)について

2011年5月17日
総合通信基盤局

1. 競争セーフガード制度とは

- PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のため、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置を市場実態を的確に反映したものとするため、定期的に検証する仕組みとして、2007年度から運用を開始
- 検証対象は、以下の2点
 - ✓ 電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度に関する検証
 - ・ 指定電気通信設備に関する検証
 - ・ 禁止行為規制に関する検証
 - ✓ 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証
 - ・ 公正競争要件の遵守状況の検証
 - ・ 公正競争要件の見直しの必要性についての検証

2. 2010年度の検証スケジュール

2010年	9月10日(金)	現行制度の運用に係る問題点等に関する意見募集の実施(10月8日まで)
	10月15日(金)	再意見公募の実施(11月12日まで)
2011年	3月4日(金)	検証結果案の公表⇒検証結果案に対する意見公募の実施(4月4日まで)
	5月13日(金)	検証結果の確定・公表、NTT東西に対し要請を実施
	5月17日(火)	情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会へ報告

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)

- 意見公募で寄せられた56項目の論点について、NTT東西に対し報告を要請する事項等を盛り込んだ**検証結果を確定・公表**。
- 検証結果に基づき、**要請**(県域等子会社の役員とNTT東西の役員等との兼務の実態についての報告)を実施。

■指定電気通信設備に係る検証結果(27項目を検証)

NGNにおいて收容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきとの指摘



NGNのオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について、3月1日付で情報通信審議会に諮問を行ったところであり、当該諮問に対する**答申を踏まえた上で**、本年中を目途に成案を得るなど**適切に対処**

二種指定事業者は、パケット着信機能と端末情報提供機能をアンバンドルすべきとの指摘



アンバンドルに関する事業者間協議を促進する観点から、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、パケット着信機能と端末情報提供機能を「**注視すべき機能**」に追加

■禁止行為規制等に係る検証結果(29項目を検証)

NTT東西の県域等子会社等において禁止行為規制の潜脱行為が行われているとの指摘



NTT東西と子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法の改正案を今通常国会に提出しており、また、県域等子会社との役員兼任に伴い、当該子会社が委託を受けた業務に関し反競争的な行為を行う等の公正競争確保上の問題が発生しないか**引き続き注視** (**役員兼任の実態について報告**)

NTTドコモ等の電気通信事業者等を特定関係事業者を追加すべきとの指摘



現在審議中の電気通信事業法等の改正案に盛り込まれた措置について継続的なチェック、制度整備実施後3年を目途にその有効性・適正性について包括的な検証を行うなかで、子会社等との経営関係について**引き続き注視**

NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外利用している実態があるとの指摘



一昨年NTT西日本及び県域等子会社において接続情報が目的外に提供された事件の発生を受けて策定されたNTT西日本の業務改善計画、NTT東日本の実施計画の履行状況等を**引き続き注視**

(注1) 県域等子会社: 都道府県域等に設立されているNTT東西の100%子会社(東:17社 西:8社)。NTT東西より、注文受付、設置工事、営業等を業務受託している。

(注2) 特定関係事業者: 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業社(NTT東西)の子会社、親会社又は兄弟会社の中で、特定の密接な関係があるとして総務省が指定する電気通信事業者(現在NTTコミュニケーションズを指定)。NTT東西は特定関係事業者との間の役員兼任の禁止、他事業者と特定関係事業者との公平な取扱いが義務付けられている

■新競争促進プログラム2010(06年9月策定、07年10月改定、09年6月再改定)

2. 具体的施策

(2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(a) 競争セーフガード制度の適切な運用

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性・適正性について定期的(年1回)に検証することを目的として07年度から運用を開始した競争セーフガード制度について、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(07年4月策定、08年7月改定)等に基づき、その着実な実施を図ることとし、検証結果を踏まえ、所要の措置を講じる。

なお、競争セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。